

## 平成25年度 事業計画

### 【基本方針】

財団法人大阪府私学総連合会は昭和24年6月25日に設立され、平成23年7月1日に財団法人大阪府私立学校退職金財団吸収合併し、平成25年4月1日に公益財団法人へ移行する。

教育に携わる者の福祉の増進を図ることによって、大阪府下の学術の振興をはかり、教育、スポーツ等を通じて大阪府民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的として以下のとおり運営する。

### 1 会員法人の教職員へ支給する退職資金給付事業

私立学校が公教育の一翼を担い、それぞれ建学の精神に基づいて独自の伝統と校風のもとに特色のある教育を行ない、多数の人材を世に送り、教育文化の興隆に多大の貢献をしていることは誰もが認めるところである。

教職員が安心して教育に専念できるようにするためには、在職中の生活保障はもとより、退職後の生活安定の策を講じることが前提条件とならなければならない。このことがまた優秀な教職員を確保し教育効果をあげる上においてきわめて重要であると考えられ、府内の私立学校の発展は、府民教育の発展向上に直結するものであるとの設立趣意にもとづき本事業を運営する。

#### (1) 基金造成に関する計画

学校法人等に給付を行っている退職資金の原資は、負担金、大阪府からの補助金並びに資産の運用益から成り立っている。

##### ・負担金

標準給与月額に勤続期間に応じ定めた負担金率（49～126/1000）を乗じた額を負担金として徴収する。

##### ・納付金

新たに本事業に加入する場合、一法人につき1万円、加入者一名につき1千円を徴収し、基本財産に繰り入れる。

##### ・補助金

平成25年度大阪府から交付予定の補助金は、前年度から3割削減された額の予算要求を行った旨、私学・大学課より報告があった。（標準給与総額の1,000分の9.8に相当）

##### ・資金の運用

「安全・有利」を基本に、別に定める「平成25年度資金運用方針」に基づき理事会の審議を経て実施する。

## (2) 退職資金の給付事業

本事業加入の学校法人等の教職員が退職した場合における退職手当の支給に必要な資金を、加盟学校法人等に次の要領により給付する。

### ・ 給付の対象

勤続一年以上の教職員等が退職した場合。但し、退職資金の給付制限に該当する場合を除く。

### ・ 退職資金の額

退職者の平均標準給与月額（退職した日の属する月より、その前5年間の標準給与月額の合算額の60分の1に相当する額）に、勤続期間（本事業加入後の勤続期間とし、最高は45年）により定めた率を乗じて得た額とする。

### ・ 返還金

運営規則第26条の2に基づき、教職員等が事業対象外の学校等に転勤又は移籍することとなった場合は、学校法人等の申出によりそれまで納付してきた負担金を返還することができる制度であり、例年1～2件の返還を行っている。

### ・ 給付にかかる事務

運営規程、事務要領等の定めるところに基づいて実施する。

## [参考]

### ● 基金保有額の推計と要支給額（平成25年2月末現在）

- ・ 基金保有額 11,738百万円
- ・ 要支給額 45,748百万円
- ・ 保有割合 0.257

### ● 学校法人等並びに教職員数

(平成25年2月末現在)

区分	学校法人等の数	教職員数	対前年差 (教職員数)
高校	94	4,585	△21
中学校	64	839	14
小学校	17	370	△4
幼稚園	381	5,562	92
団体	4	22	△1
合計	560	11,378	80

(大阪学芸中等教育学校は高校に含む。)

## 2 大阪府私学教育文化会館の運営・管理事業

大阪府内の全私学団体の利用に供することを目的に、私学関係各団体の事務所として、また貸会議室として広く一般企業・団体の方々に利用願い、私学教職員の研修に活用するほか、教育文化の発展に寄与する拠点としての役目を担う。

### (1) 大阪府私学教育文化会館（私学会館）の再整備

私学会館は、各団体や関係機関の事務所、あるいは教育研究、私学経営、行政との連携、私学教職員の人材確保・育成、など様々な事業活動に利用されてきた私学関係者共有の活動拠点として、必要不可欠な施設である。

その私学会館も昭和40年のオープンから48年が経過し、施設設備の老朽化、耐震対策、バリアフリー化等の対応が迫られている。

私学会館の再整備について「改修」、「建て替え」、「売却・購入」、「売却・賃貸」の4つの手法を比較し、その結果、専門スタッフのコンサルティングも得て、利便性・経済性・移転を伴うリスク等々の観点から総合的に判断し、常任理事会として「建て替え」を基本とする方針を決定した。

次の半世紀に向けて、私学関係者の日常的な活動拠点として必要不可欠な施設サービス機能を備えた、「新・私学会館」の実現を目指す。

### (2) 私学会館の運営

- ・貸室事業・・・私学関係団体の事務所として賃貸契約を結び、私学の活動拠点とすることにより、私学間の情報交換・連携・交流を図っていく。
- ・貸会議室事業・・・私学関係者並びに公共機関、一般利用者に対し広く貸会議室を提供する。

### (3) 所轄庁その他の関係機関との連絡、交渉、支援に関する事項

### (4) 私学振興に関する事項

私学新春互礼会

大阪私学の発展を祈念し、私学関係者の交友を温め結束を固める為に「教育は私学から 私学はひとつ」の合言葉のもと実施している年頭恒例行事の企画運営。

## 3 その他前項の目的を達成するために必要な事業

私学総連合会事業の全般的な管理を行う。

### (1) 会議に関する事項

諸事業遂行のための会議の開催。

- ・理事会 6回
- ・評議員会 2回

## **(2) 財政再建**

公益法人への移行に伴い、事業の継続性と安定的な運営のために、毎年度の収支の均衡を図りながら、退職資金事業引当金の増額・確保が求められることから、負担金率並びに給付乗率の改定に向けて準備を進める。

平成25年度の大阪府補助金は前年度の3割カットとなり、減収となることから、早急に財政再建策を検討する。

## **(3) 教育文化普及事業の開拓**

私学関係者による創造的な教育・学術文化活動の成果を活用して、広く、府民の豊かな人間性の涵養に寄与する、講演会やセミナー事業の実施と、併せて学校種を超えて事業を展開することで、巾広い人的交流を促進し、教職員、児童、生徒の能力向上を目指すとともに、今後の私立学校教育の振興発展につながる諸事業の実施について研究・検討する。

## **(4) その他事業**

会館職員をはじめ入居者にも防火・消防の意識を高めてもらうことを目的に自衛消防隊を組織し、消防訓練等を実施する他、防火研修、消防技術錬成会等の大会にも積極的に参加し、防火・消防技術の向上を図る。